

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党佐賀県支部連合会から令和 5 年 12 月 7 日に訂正の報告があったので、令和 3 年 11 月 30 日付け佐賀県公報で公表した政治団体の収支に関する報告書の要旨（令和 2 年分）の一部を次のとおり訂正する。

令和 6 年 1 月 26 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

7. 政治資金パーティの対価に係る収入の内訳の表の自由民主党佐賀県支部連合会の項中「

自由民主党佐賀県医療会支部	500,000	佐賀市
佐賀県歯科医師連盟	200,000	佐賀市
自由民主党諸富支部	200,000	佐賀市
自由民主党佐賀市支部	260,000	佐賀市

を

「

自由民主党佐賀県医療会支部	500,000	佐賀市
佐賀県歯科医師連盟	200,000	佐賀市
自由民主党諸富支部	200,000	佐賀市
自由民主党佐賀市支部	260,000	佐賀市
自由民主党白石町支部	260,000	杵島郡白石町
自由民主党嬉野町支部	200,000	嬉野市

に改める。